

独立行政法人国立病院機構病院敷地内の土地・建物を活用し
看護大学及び看護大学院を設置・運営する学校法人の公募に
関する基本仕様（案）の作成について

1. 趣 旨

国立病院機構の病院が看護大学及び看護大学院の誘致を行うにあたっては、以下の基本的な考え方にに基づき、公募要領を作成し、公募を行ってきたところである。

今般、公募手続きの明確化、公平性及び競争性の担保並びに病院の事務負担軽減を図る観点から、国立病院機構としての基本仕様（案）を作成するものである。

2. 基本仕様（案）の使用について

公募を行おうとする病院が、この基本仕様（案）を基に各病院毎に必要な条件等を追加又は修正したうえで、その公募要領を作成する。

3. 看護大学及び看護大学院の誘致に当たっての基本的な考え方

（1）誘致する大学と機構との連携のあり方に関する事項

- ①国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上をめざすという国立病院機構の理念を共有できること。
- ②国立病院機構の看護師確保について協力関係が得られること。
- ③大学の運営に参画できること。
- ④臨地実習の場として国立病院機構病院の活用がなされること。
- ⑤教員や講師派遣等において機構病院との協力関係がとれ、人的交流がなされること。
国立病院機構看護職の資質の向上やキャリアアップに繋げられること。
- ⑥国立病院機構病院と大学側との緊密な連携による研究体制の構築ができ、看護界や看護政策への貢献ができること。

（2）大学の選定に際して留意する事項

- ①誘致する大学は、医療系の大学が望ましく、できれば看護教育、看護管理に関する大学院の併設（又は将来大学院開設の構想があること）が望ましいこと。
- ②校舎の整備・改修は、誘致する大学側の責任・管理において行うことを原則とし、土地・建物賃料は、上記（1）の機構との連携の趣旨を踏まえつつ、社会通念上適切なものであること。
- ③誘致する大学は、原則として、公募にて決定すること。

独立行政法人国立病院機構●●病院敷地内の土地・建物を活用し
看護大学及び看護大学院を設置・運営する学校法人の公募に関
する公示【基本仕様（案）】

1. 応募受付開始 平成●●年●●月●●日（●）

※公示期間 自：平成●●年●●月●●日（●）

至：平成●●年●●月●●日（●）

2. 応募受付締切 平成●●年●●月●●日（●）

3. 公募要領 別紙のとおり

独立行政法人国立病院機構●●病院

(照会先)

〒●●●●—●●●●●

●●県●●市●●町●●番地

独立行政法人国立病院機構●●病院事務部●●課

電話番号 ●●—●●●●●—●●●●●

F A X ●●—●●●●●—●●●●●

独立行政法人国立病院機構●●病院敷地内の土地・建物を活用し
看護大学及び看護大学院を設置・運営する学校法人の公募に関
する要領【基本仕様（案）】

1. 趣 旨

医療内容の高度化・複雑化や多職種チームにより医療を提供する現在の医療現場において、看護師には、高いレベルの知識・技術に基づき、自らが主体的に行動し判断を下していくことのできる能力が求められている。医療現場最大の人的資源である看護師が知識・技術レベルを一層高め、チーム医療における医師等との連携・協働のもと、患者ケアの中心的な役割を果たしていくことで、病院の生産性は向上し、患者に最善の医療を提供し続けていくことが可能となる。

国立病院機構●●病院附属●●看護学校は、現在、3年（及び1年）の修学年限で看護師（及び助産師）の育成を行っている。しかし、国立病院機構をはじめ、社会に期待される看護職の役割を果たし、今後ますます複雑、高度化することが予測される医療に対応出来る専門職業人を育成するためには、現在の修業年限では困難な面がある。そのため、看護大学（看護学部の新設を含む。以下同意）及び看護大学院（将来看護教育、看護管理に関する大学院開設の構想があることも可。以下同意）との連携を行うことで、医療の質の向上に貢献できる人材の育成、確保を図っていきたいと考える。

●●病院が持つ充実した教育環境を活かし、①臨床現場での教育を一層重視した4年間の看護基礎教育課程と、②チーム医療を担う人間力を備えた有能な人材育成を目指していきたいと考える。特に、医療を担う人々の臨床現場の教育ニーズを受け止め、高度専門職業人の生涯教育の場として、その存在価値を発展させていく必要がある。

またこれに併せ、●●病院は、質の高い臨床実践の場と人材を大学・大学院での教育に活かすと同時に、育成された人材の受け皿となり、その能力を最大限発揮できるようにすることで、●●病院や地域社会に広く貢献していきたいと考える。

本要項は、以上のような趣旨を理解したうえで、独立行政法人国立病院機構●●病院敷地内の土地・建物を活用し、看護大学及び看護大学院を設置・運営しようとする学校法人の公募に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名等

独立行政法人国立病院機構●●病院敷地内における看護大学及び看護大学院の設置・運営事業

(2) 事業の内容

上記(1)の事業を実施する学校法人（以下「大学等設置法人」という。）は、●●病院が指定する看護大学及び看護大学院に係る土地及び建物を有償で借り受け、建物については必要な整備等を行った上で、●●病院と共通の教育理念に基づく教育カリキュラムに

沿った看護大学及び看護大学院を設置・運営する。

(3) 看護大学及び看護大学院の規模（設置当初）

看護大学の1学年定員は●名程度、看護大学院の1学年定員は●～●人程度とする。

(4) 看護大学及び看護大学院の設置時期

看護大学の設置時期は平成●年4月、看護大学院の設置時期は、看護大学の設置・運営開始後速やかに設置を検討することとする。

3. 貸付けを行う土地・建物の概要

国立病院機構●●病院附属●●看護学校部分

(1) 建物の面積：RC・H●竣工、●階建、建築面積●●●m²、延床面積●●●m²

(2) 土地の面積：●●●m²

4. 応募資格及び大学等設置法人に求める条件

(1) 応募資格

原則として、以下の条件を満たしていること。

- ① 私立学校法第3条に規定する学校法人であること。
- ② 学校運営に関し相当の実績を有し、且つ、健全で安定的な運営が行われていること。
- ③ 既に厚生労働省が管轄する職種を養成している大学であること。
- ④ 附属病院を有していない大学であること。
- ⑤ 高度専門医療人を養成するための大学院（構想を含む）を有していること。

【その他、地域の実情等を踏まえ、各病院において条件を追加する場合がある。】

(2) 大学等設置法人に求める条件

ア 学校運営について

- ① 国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上をめざすという国立病院機構の理念を共有できること。
- ② 看護大学及び看護大学院の運営方針等について、●●病院と定期的に意見調整等を行うための常設組織を設置する。
- ③ 臨地実習は、●●病院等国立病院機構各病院の臨床現場を活用して行うことを基本とする。
- ④ 効果的な教育運営のために、臨床現場の人材が看護大学及び看護大学院の教育方針・方法等の決定に参画できる体制とする。
- ⑤ 看護大学及び看護大学院の設置・運営のための整備及び運営に係る費用は、大学等設置法人の負担とする。

イ 土地及び建物の貸付け等

① 土地・建物

- ・土地・建物については、事業用定期借地権設定契約の締結による有償貸付けとし、賃貸借契約期間は、平成●年●月●日以降、契約日から20年間とする。

【貸付対象資産や貸付目的によって契約内容は異なる。】

- ・既存建物の整備等に要する費用は、大学等設置法人の負担とする。
- ・整備計画については、学生の在籍状況を踏まえるとともに、貸付を行う土地・建物を活用して現に行っている●●病院の事業への影響を勘案し段階的な整備を行う。

② 備品・教材

現在、使用している備品類（机・椅子等）や教材（図書等）で●●病院に帰属するものについては、事業実施法人が希望する場合は、協議の上、適正価格で売却する。

③ 施設管理経費

看護学校及び看護大学院の建物及び設備の維持管理経費（委託費等）については、現看護学校の閉校までの間は共同利用となるが、段階的に大学等設置法人の負担へ移行する。

ウ 貸付物件予定賃貸料等

- ・看護大学及び看護大学院に係る土地・建物の1年当たり賃貸料としての見込額を計上すること。
- ・不動産鑑定による評価、近隣の実勢価格等を勘案して、●●病院が算定する価格（予定価格）を下回らない価格で応募者が提示した見積額とする。なお、貸付物件に別途、租税公課が付される場合は、自治体等からの請求に基づき、応募者の実費負担とする。

【その他、地域の実情等を踏まえ、各病院において条件を追加する場合がある。】

5. 応募書類の提出等

(1) 受付期間

平成●年●月●日（●）～平成●年●月●日（●）までの●時●分から●時●分までの受付期間内に、持参又は郵送により提出する（ただし、土曜日、日曜日を除く）。

(2) 提出先

独立行政法人国立病院機構●●病院事務部●●課

〒●●●●-●●●●

●●県●●市●●町●●番地

電話 ●●-●●●●-●●●●

(3) 応募書類（別添様式）

ア 応募企画書

①法人の概要

- ・理念
- ・組織及び意思決定機関
- ・役員等名簿
- ・経営状況
- ・関連法人

②看護大学及び看護大学院の運営

- ・教育理念及び運営方針

※看護大学及び看護大学院が目指す教育理念、教育内容に対する考え方

※●●病院等国立病院機構各病院との連携方針
※看護大学及び看護大学院の運営に関する提案等

- ・組織体制
- ・運営計画
- ※学生定員
- ※授業料・入学金等学生納付金
- ※収支計画 等
- ・教職員の確保対策
- ・学生の確保対策
- ・設置に向けた準備体制
- ・将来構想
- ・その他、企画提案事項等

イ 土地、建物の賃貸料の見積書（封入のこと）

ウ その他関係資料

- ①寄附行為
- ②法人登記簿謄本
- ③印鑑証明書
- ④財務関係書類（過去3期分の損益計算書、貸借対照表等財務関係決算書類）
- ⑤その他、事業実績に関する資料等

（4）提出部数

ア 応募企画書については、●部を提出する。ただし、応募企画書の1部は、法人の代表者の押印がある正本とし、他の●部はその写しとする。

イ その他関係資料については、正本各1部を提出する。

（5）応募費用の負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

（6）応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、●●病院は、大学等設置法人決定の公表等で必要な場合は、応募書類等の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された応募書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

（7）その他

ア 応募は、一応募者につき一提案とし、複数案の提出はできない。

イ 応募書類に虚偽の記載があった場合、または、応募や選定審査を妨害するなど手続きの遂行に支障をきたす行為があったと認められる場合は、当該応募者の応募を無効とする場合がある。

ウ 必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

エ 必要と認める場合は、応募書類の提出後にヒアリングを実施する場合がある。

オ 当公募への応募に際し、知り得た情報は他に漏らしてはならない。

6. 大学等設置法人の決定等

(1) 大学等設置法人の決定方法

大学等設置法人は、選定委員会（外部委員を含む。）において応募企画書等をもとに審査したうえで、決定する。

なお、選定委員会は非公表とする。

(2) 審査項目

【応募企画書】

ア 法人の運営

- ① 理念・基本方針が公正・適切であり、●●病院の理念・目的と共通するものがあるか。
- ② 組織の構造・指揮命令系統・責任と権限が明確となっているか。
- ③ 財務状況が健全で安定的な運営が行われているか。
- ④ 看護大学及び看護大学院の運営についての知見を有しているか。

イ 運営方針

- ① 応募の主旨と合致した運営方針となっているか。
- ② 臨床現場での実習等における●●病院等国立病院機構各病院との連携方法は、公募の主旨を踏まえたものとなっているか。
- ③ 看護実践能力の習得を重視する看護教育方法について具体的提案が行われているか。
- ④ 育成する看護師像、医療現場における役割等が明確であり、且つ、それらは公募の主旨と合致しているか。
- ⑤ 就職支援の考え方は、卒業生の能力を考慮したものとなっているか。
- ⑥ 看護大学等の運営に関し、医療現場のニーズを踏まえた積極的な提案があるか。

ウ 組織体制

- ① 組織の構造・指揮命令系統・責任と権限が明確となっているか。
- ② ●●病院との意見調整のための体制が整えられているか。
- ③ 臨床現場の人材が看護大学等の教育方針・方法等の決定に参画できる体制となっているか。
- ④ 危機管理体制は確実か。

エ 運営計画

- ① 貸付け対象の土地・建物等に対し学生定員は妥当な水準となっているか。
- ② 授業料・入学金等学生の納付金は比較的廉価な水準となっているか。
- ③ 収支計画は、将来にわたって安定的に学校運営を行っていくことのできるものとなっているか。
- ④ 職員確保のための方策が具体的・現実的なものとなっているか。
- ⑤ 学生確保のための方策が具体的・現実的なものとなっているか。
- ⑥ 設置に向けた準備体制は実行可能なものとなっているか。

オ 将来構想

将来構想の有無。また、それは医療現場のニーズを踏まえた適切で、現実的な構想であるか。

カ その他、提案事項等

【応募者の提示した貸付物件賃借料】

●●病院が別途算定する価格（予定価格）を下回らない見積額となっているか。

(3) 審査結果

審査結果は、応募者全員に対し文書で通知する。なお、大学等設置法人の決定は、平成●●年●●月●●旬までを目途に行う。

7. その他

(1) 大学等設置法人の決定の取消し

大学等設置法人として決定した学校法人が、看護大学及び看護大学院の設置に向けた準備を進める過程で、応募企画書と著しく異なる方針を取った場合には、●●病院は当該学校法人を大学等設置法人とした決定を取り消す。

(2) 公募等に付随する事項に係る協議

大学等設置法人の公募等に付随する事項で本要領に定めのないものについては、別途協議する。

※ 応募企画に対する評価基準については、地域の実情等を踏まえ各病院が作成し、公募要領と併せて公示する。